

海 岸

海岸事業は、これまで海岸災害から背後の人命や財産を守ることを主な目的として進められてきましたが、平成 11 年の「海岸法」の改正により、「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」が加えられ、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全をより一層推進していくこととしました。

さらに、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、「海岸保全基本方針」を国が定め、これに基づき各沿岸において各都道府県が「海岸保全基本計画」を定めました。なお、当該海岸保全基本方針においては、海岸保全に関する基本的な事項の一つとして、海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進めることとしています。

海岸事業の実施に当たっては、改正「海岸法」及び「海岸保全基本方針」に基づき、海岸事業やその他の事業との連携により、効率的・効果的な海岸整備、環境や利用に配慮した海岸整備を行っています。

砂浜の保全・回復、渚の創生

養浜、潜堤や人工リーフの整備等により浸食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めることとしています。

また、「渚の創生」事業等において、河口、河道、ダムに堆積している土砂、砂防設備に異常に堆積している土砂、漁港、港湾の堆積土砂や海岸に堆積している土砂等を、浸食が進んでいる海岸へ流用（サンドバイパス）を行う等、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的・効果的な海岸浸食対策を実施することとしています。

海岸環境の保全・整備

ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全等を行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業を検討します。

面的防護方式

堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」について、従来工法との比較検討を行います。

利用への配慮、自然とのふれあい

全ての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上、施設のバリアフリー化、植栽や遊歩道の設置等の海岸の利用の増進に資する施設や周辺環境の整備を進めるとともに、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進します。

例えば、砂浜の保全等浸食対策等を行う海岸事業と、飛砂・潮風等の被害を防止するための森林造成を行う林野庁所管の治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森の整備対策事業【白砂青松の創出】）を検討します。

海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進めることとしています。

また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、施設整備に当たっては、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮することとしています。

本県では、国が策定した「海岸保全基本方針」を踏まえ「人にも自然にも愛があるえひめの海岸づくり」を基本理念とする「愛媛県海岸保全基本計画」を策定しました。今後の愛媛の海岸保全は、当該計画に基づき実施することとしており、この中で環境面の施策は以下のとおり定めています。

優れた自然環境の保全

愛媛県の海岸域は瀬戸内海国立公園及び佐田岬半島宇和海県立自然公園、足摺宇和海国立公園に指定される他、ウミガメの上陸地やカブトガニの繁殖地が見られる等優れた自然環境を有しています。

こうした自然環境への支障をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備に取り組んでいます。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく環境保全の実施

愛媛県では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」を策定しています。対象地域は、愛南町の高茂岬より北側の海面で県下のほぼ全域の海岸です。

海岸事業の実施及び管理にあたっては瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画に沿った環境保全に取り組めます。

関連機関等との連携による広域的な取り組みの推進

沿岸域の環境を守るためには、美しい景観・貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、磯場、干潟、砂浜等海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川等も含めた広域的な視点が必要です。

そのため、関係機関や関連部署及び地元市町、地域住民との連携強化を図ります。

事前調査、追跡調査の実施

海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行います。

さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸保全に反映させます。

保全活動の推進と支援

県下の優れた海岸環境は、次世代に継承していくべき重要な財産であるが、これらの保全のためにはゴミ捨て等による海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発及び地元住民やボランティア等の協力による海岸愛護活動が必要不可欠です。

現在行われている海岸里親制度等の活動をさらに拡大、推進し、こうした活動へ支援、参加しやすい仕組みづくりに取り組めます。

自然景観等の保全・自然公園等の保全

自然公園の海岸保全施設において、公園内の風景に違和感を与えないものとするため、コンクリート消波ブロックの露出する構造とせず、陸側から見える部分を石張りにする工法を採用しています。

・緑地等の保全

瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である草木の緑を確保するため、海岸事業により植栽を実施しています。

・散乱ゴミ、油等の除去

海浜の散乱ゴミを除去するため、海岸愛護団体・個人等のボランティア団体を海岸里親として認定し、海岸の美化清掃活動を支援することにより、美しい海岸環境を創出しています。

浅海域の保全等

・藻場及び干潟等の保全

生態系を維持するとともに、自然の防護効果を発揮する藻場及び干潟等の保全等のため、海岸施設の整備の際に、藻場や干潟に影響があると判断した場合には、藻の移植や干潟に工事施行区域がかからないよう工法を見直す等対策を実施しています。